

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九十一の項中「第二十条の二第十三項」を「第二十条の二第十四項」に、「第三十八条の四第二十二項」を「第三十八条の四第二十三項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年六月一日から施行する。